

〔利息分割受取定期預金〕

項 目	内 容
1.商品名	利息分割受取定期預金（愛称：「りくえすと」）
2.販売対象	制限ありません。
3.期間	1年、2年、3年、4年、5年（元金自動継続のみ取り扱えます）
4.預入（受入）方法 (1)お預け入れ方法 (2)お預け入れ金額 (3)お預け入れ単位	定期預金作成時に元金全額を一括してお預け入れいただきます。 1,000万円以上 1円単位
5.払戻（支払）方法	満期日以後に元金を一括してお支払いします。
6.利息 (1)適用利率 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)課税方法 (5)金利情報の入手方法	①お預け入れ時の約定利率を満期日まで適用します（固定金利）。 ②基準となる預金利率（以下、基準利率という）を各期間ごとに設定します。 ①利息のお受け取り間隔を1ヵ月ごと、2ヵ月ごと、3ヵ月ごと、6ヵ月ごとの中からご指定いただきます。 ②お預け入れ日からご指定の受け取り間隔ごとの応当日および満期日に約定利率の100%をお支払いします。 付利単位を1円とし、1年を365日とした日割計算により、お預け入れ日または直前の利息支払日から次の利息支払日の前日までの日数について算出します 利息の20.315%（国税15.315%、地方税5%）が分離課税されます。 なお、法人の場合は地方税は課税されません。 金利については窓口でお問い合わせください。
7.手数料	不要です。
8.付加できる特約事項	満20歳以上の個人のお客さまは、総合口座担保としてのお取り扱いができます。
9.重要事項について	①この預金は預金保険の対象となります。（1人あたり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。） ②この預金は原則として満期日前に解約することはできません。ただし、やむをえず満期日前に解約する場合には、〔別紙2〕に掲載する満期日前解約利率を適用します。 ③中間払利息が支払われている場合には、その支払額と満期日前解約利息との差額を清算しますので、満期日前解約利息がすでに支払い済みの中間払利息を下回る場合には、その差額をお戻しいただきます。
10.その他参考となる事項	①満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ②この預金および通帳（証書）は、譲渡または質入れすることはできません。
11.当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 ①連絡先 全国銀行協会相談室 ②電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772